

## 源泉所得税の徴収漏れに係る追加点検と納付について

本年1月28日付にてホームページ上で「源泉所得税の徴収漏れについて」として、税務署の指摘に基づき調査対象期間（平成27年から令和元年8月）の源泉所得税の確定額を納付したことを公表しました。その後、指摘対象となった委託業務のうち、税務調査対象期間後の令和元年9月から12月の間も継続していた4件について、源泉徴収すべきであった所得税額が確定したため、高知税務署に報告をし、令和2年2月7日に当該源泉所得税226,100円を自主納付いたしました。

該当となった個人の方に対しては、税務署指摘への一連の対応を説明する中で既に事情を説明し、それぞれご対応いただいているところです。

関係の事業者様及び県民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げますとともに、現在、指摘原因となった委託契約の見直しを行うなど再発防止に取り組んでおりますことをご報告します。

令和2年3月4日  
高知県公立大学法人 理事長 中澤 卓史